

春日井市地域公共交通計画について (地域公共交通網形成計画)

地域公共交通網形成計画（H26改正）

まちづくりと連携した
地域公共交通ネットワーク形成の促進



地域公共交通計画（R2.6月公布、12月施行）

まちづくりと連携した
地域公共交通
ネットワーク形成



地域における
輸送手段の総動員

メニューの充実やPDCAの強化により、
持続可能な旅客運送サービスの提供

1. 計画策定の背景（おさらい）

春日井市の公共交通の課題

- 高齢化に伴うニーズの多様化
- 運転手不足
- 長い路線でのシティバスの運行（渋滞の影響を受けやすい）
- 路線バスの利用者の減少



対応の基本的な考え方

- シティバスだけでなく、路線バスやタクシーなど、現在運行されている様々な交通手段の有効活用、必要に応じて新たな手段の導入
- 中長期的なまちづくりの方向性を見据えた公共交通施策の推進



春日井市のまちづくりや公共交通の全体を見渡しながら今後の公共交通のあり方を示す
「春日井市地域公共交通計画」の策定

2. 地域公共交通計画とは（おさらい）

- ・ 計画には、以下の内容について定める必要があります。

■ 地域公共交通計画に定める項目

- | | |
|----------------|-----------------|
| ① 基本的な方針 | ② 計画の区域（春日井市全域） |
| ③ 計画の目標値 | ④ 施策・実施主体 |
| ⑤ 目標の達成状況の評価方法 | ⑥ 計画期間（5年） |

※計画は、地方公共団体（春日井市）が作成主体となります。
計画に位置づける施策等について協議会で協議することが必要とされています。

公共交通計画の策定の意義

- ◎ 施策を行う理由について意思疎通が図られ、予算化や補助申請などがスムーズになり、施策を円滑に行うことができる。
- ◎ 鉄道、バス、タクシーなどの各交通手段の連携強化や、効率性の向上について関係者全員で検討することができる。
- ◎ 担当者が異動になった場合でも、同じ方針の下で、施策を着実に進めることができる。 など

策定スケジュール

